

令和2年度  
ファンド・オブ・ファンズ(FoF)  
無限責任組合員募集要項

令和2年6月  
東京都産業労働局金融部

# ファンド・オブ・ファンズ (FoF) 無限責任組合員募集要項

## 第1 本事業の目的

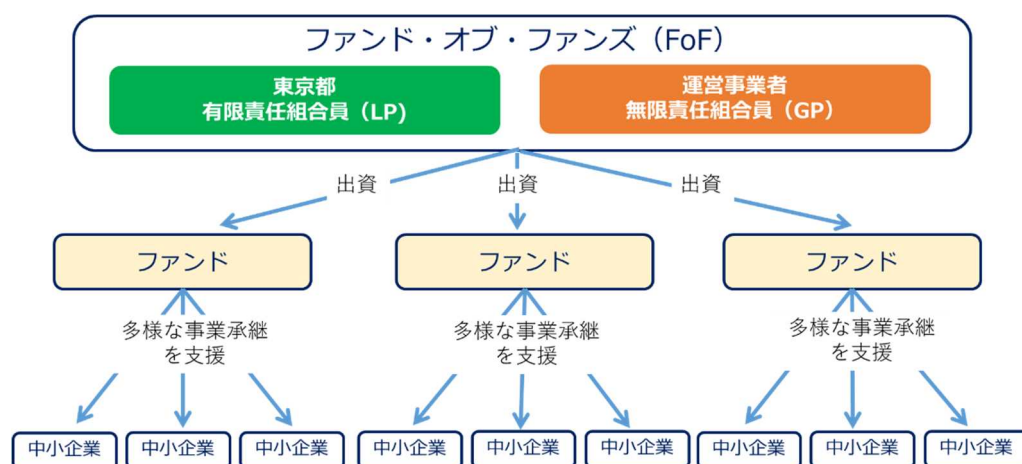
東京の産業力を高めていくためには、優れた技術やノウハウを有する中小企業が、抜本的な経営改革や事業再編・再構築等に取り組み、更なる成長を実現していくことが重要である。しかしながら、有望な事業リソースを有しながらも、円滑に事業承継を図ることができない中小企業は多く、喫緊の経営課題となっている。

ファンドによる M&A は、中小企業が事業承継を進めるうえで有効な手法であるが、これまで、中小企業の事業承継を手掛けるファンドの数は少なく、中小企業の経営者においても、ファンドによる M&A の有用性が十二分に認知されておらず、積極的に活用しようという機運には至っていない。

そのため、今回、東京都は、「事業承継 M&A ファンド市場の創成」事業により、新たにファンド・オブ・ファンズ (FoF) を設立し、比較的規模の小さな中小企業の事業承継を手掛ける多様かつ複数のファンドへの出資を通じて、後継者の不在等により事業承継に課題を抱えている中小企業に対し様々なハンズオン支援を行い、当該中小企業の成長を後押しする。これに加えて、本事業では、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の影響による社会・経済の変化に対応した事業モデルの再編・再構築支援等も行い、様々な中小企業の事業承継を支援する。

さらに、本事業では、ファンドによる多様な事業承継支援の成功事例を、多数産み出し、輩出していくことにより、ファンド運営事業者等に対して、比較的規模の小さな中小企業も投資対象としたファンド組成を訴求するとともに、中小企業経営者に向けては、ファンド活用の機運の醸成を図ることにより、事業承継にファンドによる M&A が積極的に活用される環境整備を目指すものである。

### 【ファンドスキームのイメージ】



※ 募集対象は、上記図の東京都が LP 出資するファンドを組成・運営する無限責任組合員

※ ファンドスキームの詳細な要件は、別紙要件を参照のこと。

※ なお、上記図はイメージを示したものであり、ファンドスキームを上記図に限定するものではない。

## 第2 ファンド・オブ・ファンズ(FoF)無限責任組合員の役割

- 1 後継者の不在等に伴う事業承継、並びに新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響による事業再構築等を伴う事業承継を支援するファンドへの出資
- 2 出資先ファンドの発掘、評価及びモニタリング
- 3 独自の Webサイトを構築するとともに、外部メディア等を活用した、ファンドによる多様な事業承継支援の成功事例の発信
- 4 必要に応じて、東京都及び東京都中小企業振興公社や金融機関等、中小企業の支援機関との連携

## 第3 応募資格

- 1 応募時点で以下の全ての条件を満たす法人等
  - (1) 金融商品取引法その他のファンド規制を遵守して、自らが無限責任組合員となり、本要項を満たすファンドを組成し運用を行うことのできるもの
  - (2) 中小企業の事業承継を支援するファンド、又は当該ファンドを対象とする FoF の運営事業者として十分な経験と実績を有するもの
  - (3) 「ファンド・オブ・ファンズ(FoF)無限責任組合員募集における主な要件」(別紙3)を満たしているか、又は満たすことのできるファンドを運用している、若しくは運用する予定であるもの
  - (4) 本事業に関する東京都からの調査業務受託者、及び当該調査業務受託者と「一定の資本関係又は人的関係」がある事業者※は、本件の応募を行うことはできないものとする。

※本件における「一定の資本関係又は人的関係」がある事業者とは、以下のとおりとする。

### ① 「資本関係」

次のいずれかに該当する場合

- (ア) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。)と子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。)の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

### ② 「人的関係」

次のいずれかに該当する場合

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人(会社更生法(平成14年法律第154号。以下同じ。)及び民事再生法(平成11年法律第225号。以下同じ。)の規定による管財人をいう。)を現に兼ねている場合

本事業に関する東京都からの調査業務受託者と応募者との間に、何らかの利害関係又はその可能性がある場合は、応募者は、本事業において生じうる利益相反関係を事前に申告し、対応策の構築方針を東京都に報告しなければならない。

- 2 以下のいずれかに該当する法人等は応募することができない。
  - (1) 一般競争入札の参加者の資格(地方自治法施行令第167条の4)に規定された各号の要件に該当するもの
  - (2) 東京都から指名停止措置を受けているもの
  - (3) 事業税その他租税の未申告・滞納があるもの

- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始申立、又は民事再生法に基づく民事再生手続開始申立がなされているもの
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産者で復権を得ないもの
- (6) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けているもの
- (7) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされているもの

## 第4 審査

### 1 審査方法

なお、審査に当たっては、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡散リスク回避のために必要と認められる措置を最大限活用する。

#### (1) 一次審査(提出書類に基づく書類審査)

一次審査結果については、審査を通過した者に東京都から連絡を行う。

※ 一次審査では、これまでのファンド運営の実績及びファンド設立に向けた進捗状況、本事業の目的との整合性等について提出された書類に基づいて審査を行う。

#### (2) ファンド調査専門機関等による詳細調査

※ 詳細調査の際は、これまでのファンド運営におけるLP及び投資先(ファンドもしくは中小企業)へのリファレンス調査(それぞれ3社程度)を含むことに留意すること。

#### (3) 二次審査(審査委員会での審査)

二次審査を最終審査とし、結果については、採択の可否を書面にて通知する。

### 2 注意事項

- (1) 一次審査を通過した応募者は、二次審査において提案内容についてのプレゼンテーションと質疑を行うものとする。二次審査の詳細日程については、別途連絡する。
- (2) プレゼンテーション当日は、ファンド設立趣意書を基にプレゼンテーションを行うものとする。なお、東京都が必要資料を別途明確に要求した場合を除き、プレゼンテーション当日は、追加資料の配布は一切認めないので注意すること。
- (3) 審査結果に関する問い合わせ(不採択の理由等)には一切応じない。

## 第5 募集スケジュール

### 1 募集期間

令和2年6月11日(木曜日)から6月25日(木曜日)午後3時まで

### 2 質問受付期間

令和2年6月11日(木曜日)から6月17日(水曜日)午後5時まで

募集要項等の内容等について、上記の期間内で質問を受け付ける。

#### (1) 質問方法

質問を文章にて(様式自由)E-mailにより送付すること。

E-mail(送付先): [S0000480@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0000480@section.metro.tokyo.jp)

#### (2) 回答方法

質問者に対して、E-mailにて回答を送付する。なお、東京都が必要と判断した場合には、質問者全員にE-mailにて質問及び回答を送付する。

(3) 回答日

令和2年6月19日(金曜日)午後5時までに回答を行う。

3 書類提出受付期間

令和2年6月11日(木曜日)から6月25日(木曜日)午後3時まで

(1) 提出方法

受付期間内必着にて郵送のうえ、その旨電話連絡すること。

(注意:持参、FAX 及び E-mail での提出は受け付けない。)

(2) 提出先及び問合せ先

東京都産業労働局金融部金融課ファンド担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 19 階北側

電話 03-5320-4683/FAX 03-5388-1464

E-mail: [S0000480@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0000480@section.metro.tokyo.jp)

4 一次審査結果通知(通過者のみ)

令和2年7月1日(水曜日)まで

## 第6 提出書類

下記所定の書類を提出すること。

- 1 参加申込書(別紙1参照)・・・1部
- 2 ファンド設立趣意書(別紙2参照)・・・10部
- 3 確定申告書(写)(決算書・直近3期分)・・・1部
- 4 商業登記簿謄本(最新の会社情報を反映したもの)・・・1部
- 5 会社案内・パンフレット(任意)・・・10部
- 6 ファンド契約書(既に設立されているファンドへの出資を希望される場合)・・・(最新版)1部
- 7 その他東京都が必要と認めた書類

## 第7 注意事項

- 1 応募にあたっては、東京都が適格機関投資家でない点に留意すること。
- 2 東京都から資料の提出や説明を求められた場合、応募者は速やかにその対応を行うこと。
- 3 審査プロセスにおいて東京都が出資することが困難と判断される課題が見受けられる場合(応募者として速やかな対応を行わない場合等)には、その後の審査は行わない。
- 4 東京都は必要に応じて金融分野に精通した外部専門家及びその他必要な者を審査委員に加えることができる。
- 5 東京都は、自らの裁量において、事前の予告なく、本要項に定めるスケジュールや手続について、変更又は中止等を行うことができるものとする。また、東京都は、本要項に定めるスケジュールや手続、又はこれらの変更若しくは中止等によって生じる、いかなる損害、損失又は費用に対しても、一切の責任を負わないものとする。

## 第8 ファンド設立までの全体スケジュール(予定)

令和2年6月

公募及び一次審査

令和2年7月～8月  
令和2年9月  
令和2年12月 目途

ファンド調査専門機関等による詳細調査  
二次審査及び無限責任組合員選定  
ファンド設立

(別紙1)

令和 年 月 日

# 参加申込書

東京都

知事 小池 百合子 宛

会社名

代表者名

印

当社は、令和2年度ファンド・オブ・ファンズ(FoF)無限責任組合員募集に関し、ファンド・オブ・ファンズ(FoF)無限責任組合員募集要項(別紙を含みます。)に記載の全ての事項(「ファンド・オブ・ファンズ(FoF)無限責任組合員募集における主な要件」(募集要項別紙 3)に記載の要件を含みます。)を異議なく承諾した上で、下記のとおり参加申込みいたします。

## 記

1 設立するファンドの組合員構成(以下のいずれかに○を付けてください)

- (1) GP(1社)、LP(東京都のみ)
- (2) GP(1社)、LP(東京都及び適格機関投資家)
- (3) その他

2 登録済み業務(以下、該当する項目に○をつけてください)

- (1) 第二種金融商品取引業
- (2) 投資運用業

3 想定出資約束金額総額内訳

(単位:億円)

組合員区分	組合員名	出資予定額	出資確定額
無限責任組合員			
有限責任組合員(東京都)	東京都		
有限責任組合員			
合計			

4 添付書類

- (1) 参加申込書・・・1部
- (2) ファンド設立趣意書(募集要項別紙2参照)・・・10部
- (3) 確定申告書(写)(決算書・直近3期分)・・・1部
- (4) 商業登記簿謄本(最新の会社情報を反映したもの)・・・1部
- (5) 会社案内・パンフレット(任意)・・・10部
- (6) ファンド契約書(既に設立されているファンドへの出資を希望される場合、最新版)・・・1部
- (7) その他東京都が必要と認めた書類

(別紙2)

## ファンド・オブ・ファンズ(FoF) 設立趣意書への主な記載内容

### 1 運営会社の状況

- (1) 会社の業歴
- (2) 経営者・役員の履歴
- (3) 会社の強み、競争優位性
- (4) 組織体制
- (5) 過去3期の決算状況と今期の見込み
- (6) 過去3期の事業セグメント別の売上と利益の状況、及び今後の見通し

### 2 FoF 設立に係る費用、報酬

- (1) FoF 設立にかかる費用の上限・内訳(コミットメント額から差し引かれるのか否か)
- (2) 管理報酬の料率、計算式及び期間、支払方法
- (3) その他の手数料、経費の負担、支払方法
- (4) 成功報酬、ハードルレート、クローバック条項等の内容、料率、計算式、支払方法等

### 3 想定する投資チーム

- (1) 本事業において、予定する全ての投資担当者の履歴(過去ファンドにおいてキーマン条項の対象者か否かの区別を含む)、専門分野、投資実績(特に FoF が投資対象とする分野でのソーシング(具体的手法を含む)、ハンズオン、EXIT 実績等)
- (2) チームとしての安定性(メンバーのターンオーバー等)
- (3) 連携する外部ネットワーク(他の団体、PE/VC、企業等)
- (4) チームの強み、競争優位性
- (5) チームの FoF へのコミット(可処分時間に対する本事業へのコミットの割合等)

### 4 想定する投資プロセス(該当しない項目は記載不要)

- (1) 投資戦略
- (2) ソーシング(具体的に記載)及び案件選定のプロセス
- (3) ハンズオンのプロセス
- (4) モニタリングの手法
- (5) 運営する他のファンドとの関係性、及びコンフリクト排除のメカニズム

### 5 提案ファンドを担当するキーマンのトラックレコード、及びキーマンの所属する運営会社のトラックレコード(これまでに設立した全ての FoF 又はシングルファンドの運営実績)、(該当しない項目は記載不要)

- (1) 設立と清算の年月



- (2) ファンドサイズ
- (3) 主要 LP の名称
- (4) 投資分野(業種等)
- (5) 各ファンドの全投資担当者と役割(キーマンか否かを含む)
- (6) 各ファンドの投資成果:IRR(内部収益率)、投資倍率(累積分配額/払込出資金)
- (7) 個別投資先(ファンド又は企業)のパフォーマンス
- (8) ハンズオン支援の具体例
- (9) 事業承継案件の具体例

## 6 管理・レポーティング体制等

- (1) ミドル・バック担当者数(アウトソースしている場合はアウトソース先の体制を含む)
- (2) 各担当者の履歴、専門分野、担当分野
- (3) チームとしての安定性(メンバーのターンオーバー)
- (4) コンプライアンス監視体制(担当者、外部顧問弁護士等との契約の有無)
- (5) レポーティングの頻度
- (6) 秘密保持、利益相反防止への取組状況(同業類似の事業、並行投資、組合関係者と投資先との取引等)
- (7) 過去発生したコンプライアンス上の問題

## 7 本事業に対する考え方

- (1) 貴社が本事業の政策目的を達成することが可能であるとする根拠、考え方
- (2) 本事業に参画することによって貴社が期待するメリット(貴社が本事業に参画することを望む背景、及び貴社にとってのインセンティブ)
- (3) 自治体が民間の PE ファンドに LP 出資することについての貴社の考え  
(国の官民ファンドの事例等を参考にした考察、意見)
  - ① 現状の評価と課題
  - ② 今後のあるべき姿
- (4) 後継者の不在等の課題を抱える中小企業の事業承継問題解決における PE ファンドが及ぼす支援効果についての貴社の考え
  - ① 現状の評価と課題
  - ② 今後のあるべき姿と、その実現に向けた対策案
- (5) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により事業継続に課題を抱えている中小企業に対する PE ファンドの支援効果についての貴社の考え  
(今後の社会・経済の変化に対応した事業モデルの再編・再構築支援等も含めた考察、意見)
- (6) スモール・キャップに対する PE ファンド投資についての貴社の考え  
(東京都では、比較的規模の小さい中小企業を投資対象とする PE ファンドの数が少ないと考えており、この点についての考察、意見)
  - ① 現状の評価、その背景と抱える課題
  - ② 今後のあるべき姿と、その実現に向けた対策案

- (7) 新興マネージャーについての貴社の考え  
 (東京都では、新興のマネージャーが PE ファンドを新たに創設することは難しいと考えており、この点についての貴社の考察、意見)
- ① 現状の評価、その背景と抱える課題
  - ② 今後のあるべき姿と、その実現に向けた対策案
  - ③ 貴社が新興マネージャーの発掘・育成に優れていると考える理由
- (8) PE ファンドに対する中小企業経営者の理解についての貴社の考え  
 (東京都では、中小企業の経営者にとって、PEファンドやM&Aは必ずしも身近なものではなく、十分な理解を得られているとは言い難いと考えており、この点についての考察、意見)
- ① 現状の評価と課題
  - ② 今後のあるべき姿と、その実現に向けた対策案
- (9) 東京都との連携についての貴社の考え
- ① 東京都が出資することにより期待できる波及効果
  - ② 投資先に対する事業承継支援や成長支援において考えられる東京都との連携策  
 (東京都の中小企業支援策及び支援機関(東京都中小企業振興公社等)、金融機関等との連携についての方針、考え方を含む)
  - ③ FoF による、自身の活動の中小企業経営者に対する発信(東京都 Web サイトへの投資事例等の紹介、及び FoF 専用 web サイトの開設と外部メディアの活用等による同サイトの運営)
- (10) ファンド投資における ESG 投資についての貴社の考え方、方針等
- ① スクリーニング：投資候補先の初期スクリーニングにおける ESG の考え方、方針等
  - ② インテグレーション：投資候補先の Due Diligence (詳細調査) における ESG の考え方、方針等
  - ③ エンゲージメント：投資後の(議決権行使等の)株主行動における、ESG の考え方、方針等
- ※なお、ここでの「ESG 投資」とは国際連合が立ち上げた PRI (Principles for Responsible Investment) が目指しているものを指す。

## 8 東京都が求める要件への対応

- (1) FoF 設立における法的要件充足に向けた対応策  
 適格機関投資家資格を有しない東京都を LP とした投資事業有限責任組合設立のための法的対応策
- (2) FoF の出資先ファンドに対する民間資金等の参加要件(別紙 3「第2 FoF の出資するファンドについて」参照):  
 FoF の全ての出資先ファンドのコミットメント額の合計額において、東京都の出資額を超える民間資金等を得る見通しとそのための方針等
- (3) FoF の出資先ファンドに対する東京都内中小企業要件(別紙 3「第2 FoF の出資するファンドについて」参照):  
 FoF の各出資先ファンド組合契約書への追記が可能かどうかの見通しと、そのための方針等

- (4) 一括払い要件(別紙3「第3 出資金の払込方法・管理方法」参照):  
FoFの組合契約書への追記の可否
- (5) 投資委員会へのオブザーバー参加要件(別紙3「第4 FoF及びFoFの出資するファンドに対する東京都の関与」参照):  
FoF及び出資先ファンドの契約書への追記が可能かどうかの見通しと、そのための対応策
- (6) その他、適法にファンドの設立及び運営ができるかどうかの見通しと、そのための対応策

(別紙3)

## ファンド・オブ・ファンズ(FoF) 無限責任組合員募集における主な要件

### 第1 基本スキーム

- 1 東京都は、中小企業の事業承継支援を目的とするファンドの創設や育成を目的として、新たに設立するファンド・オブ・ファンズ(FoF)に有限責任組合員(LP)として出資する。
- 2 FoFの法的形式は、投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)に基づく投資事業有限責任組合とする。
- 3 FoFの出資期間は3年程度、存続期間は13年程度とし、少なくとも3以上のファンドに出資することとする。
- 4 東京都のFoFに対する出資約束金額は60億円とする。
- 5 FoFは、独自のWebサイトを構築するとともに外部メディアを活用する等して、中小企業に対するファンドの支援活動について広く発信することとする。

### 第2 FoFの出資するファンドについて

- 1 FoFが出資するファンドの選定においては新興ファンド(キーマンとなる投資責任者が最初に設立した外部投資家からの出資を受ける投資ファンドをいう。)が含まれるよう検討すること。
- 2 FoFが出資するファンドの投資先は、比較的規模の小さい中小企業を主対象とすること。
- 3 FoFの無限責任組合員は、出資するファンドが、この「ファンド・オブ・ファンズ(FoF)無限責任組合員募集における主な要件」において都がファンドに求める諸要件を全て受容することを確認すること。
- 4 FoFが出資するファンドが受け入れる出資総額は、それぞれ民間事業者等(※注)からのLP出資も得て、全ファンドの合計(FoFからの出資額を含む)で120億円以上となることとする。

(※注)民間及び東京都以外の公的機関

- 5 FoFの出資するファンドの投資対象企業は、それぞれ当該ファンドが最初の投資を実行する時点において、金融商品取引所にその株式が上場されていない。
- 6 FoFの出資するファンドの投資対象企業は、それぞれ当該ファンドが最初の投資を実行する時点において、東京都内の事業者と取引がなければならない。
- 7 FoFの出資するファンドは、当該ファンドの第4事業年度末以降の毎事業年度末時点において、東京都内中小企業(注1及び注3に該当する企業で、注2に該当しない企業)に対する投資金額の合計額が投資総額の70%以上となるように投資しなければならない。

なお、ファンドの投資先企業が東京都内中小企業に該当するかについては、当該投資先企業に対する初回投資の時点において判断する。

(注1)独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年度法律第147号、その後の改正を含む。)第2条第1項各号に定義される中小企業であり、具体的には以下①から⑦のいずれかに該当するもの(以下「中小企業」という。)

- ① 卸売業を主たる事業として営む者にあつては、資本金の額もしくは出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
- ② サービス業を主たる事業として営む者にあつては、資本金の額もしくは出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。ただし、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を主たる事業として営む者については資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人、旅館業を主たる事業として営む者については資本金の額もしくは出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人
- ③ 小売業を主たる事業として営む者にあつては、資本金の額もしくは出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
- ④ 製造業、建設業、運輸業その他の業種(上記①から③までに掲げる業種を除く。)を主たる事業として営む者にあつては、資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人。ただし、ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)を主たる事業として営む者については、資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人
- ⑤ 企業組合
- ⑥ 協業組合
- ⑦ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第182号、その後の改正を含む。)第1条第2項で定める組合及び連合会

(注2)1社の大企業(中小企業以外の事業者をいう。以下同じ。)若しくはその役員から50%以上の出資を受けている中小企業又は大企業若しくはその役員から100%の出資を受けている中小企業(投資後に当該要件に該当しなくなることが明らかである場合を除く。)

(注3)東京都内に事業所を置く中小企業

### **第3 出資金の払込方法・管理方法**

- 1 FoFは、出資約束金額を確定した上での「一括払い」又は「キャピタルコールを含む分割払い」の方式であること。
- 2 東京都の出資金は、「一括払い」方式を原則とする。
- 3 「キャピタルコールを含む分割払い」方式を採用するFoFに「一括払い」方式によって払い込まれた東京都の出資金については、「組合口座」のある場合は、これとは別に「東京都専用プール口座」を開設し、キャピタルコールに応じて「組合口座」への振替送金とすること。
- 4 「東京都専用プール口座」を含む出資金用の口座を適切に管理し、プール口座の入出

金等については、その詳細を月次で東京都に報告すること。

#### **第4 FoF及びFoFの出資するファンドに対する東京都の関与**

- 1 東京都は、オブザーバーとして、FoF及びFoFの出資するファンドの投資委員会に出席できるものとする。
- 2 東京都は、定期的に外部専門家を活用しながら、FoF及びFoFの出資するファンドの投資先企業の経営状況やファンドの運営状況の把握を行うなどのモニタリングを実施し、FoF及びFoFの出資するファンドの無限責任組合員との意見交換を行うことができるものとする。
- 3 東京都は、FoF及びFoFの出資するファンドの財務内容等の経営状況やコンプライアンス態勢について必要に応じ、報告を求めることができるものとする。

#### **第5 報告義務**

- 1 FoF及びFoFの出資するファンドの無限責任組合員は、東京都に対し、ファンドの資産状況や投資先企業の概要等を記載した報告書を定期的に提出するものとする。
- 2 FoF及びFoFの出資するファンドの無限責任組合員は、東京都に対し、下記の事項に関し報告するとともに、東京都から要請があった場合には、投資活動に関する情報の開示を行うものとする。なお、下記の事項のうち、<FoF>(1)及び<FoFの出資するファンド>(1)については投資実行の翌月末まで、<FoFの出資するファンド>(2)については発生後遅滞なく、<FoFの出資するファンド>(5)については処分収入を得た翌月末までに報告を行うものとする。

<FoF>

- (1) 投資実行した場合の投資先ファンドの概要、投資戦略、投資先ファンドの主な契約条件等
- (2) 投資先ファンドの無限責任組合員の概要、投資担当者の略歴、並びにトラックレコード等

<FoFの出資するファンド>

- (1) 投資実行した場合の投資先企業の概要、投資額等
  - (2) 投資先企業に発生した次に掲げる重要な事情の内容等
    - ① 投資時点で予定されていなかった、合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、事業の休止又は廃止、破産、会社更生又は民事再生の手続開始申立等
    - ② 上場承認
  - (3) 投資先企業の1年ごとの収支、雇用その他の経営状況
  - (4) 投資先企業に対するハンズオン支援の内容
  - (5) 売却・償還等による処分収入を得た場合の売却先、売却方法、投資先企業の概要、売却額等
- 3 FoFの無限責任組合員は、東京都に対して運用報告会を年2回程度実施する。

#### **第6 東京都の実施するアンケート及び事例紹介への協力義務**

FoF及びFoFの出資するファンドの無限責任組合員は、東京都が、投資対象先に対して行うアンケートの発送及び回収、並びに事業承継の成功事例等の紹介について、合理的に可能な範囲で協力を行うものとする。

## **第7 その他**

- 1 FoFの設立に当たって、東京都は適格機関投資家ではない点に留意すること。
- 2 東京都は、FoFの設立に当たって、出資約束金額以外の形式での費用・手数料等（設立費用、管理報酬、追加出資における経過利息等）の支払いには一切応じられない点に留意すること。
- 3 FoFは、アドバイザーボードを設置し、都の指名する者をメンバーとすること。
- 4 東京都は、東京都の定めた規則に従い会計処理を行うことに留意すること。
- 5 東京都は、ファンド出資に際して法令、規則、公的機関による指導等を遵守する必要があることに留意すること。
- 6 FoF及びFoFの出資するファンドの無限責任組合員において法令その他コンプライアンス遵守のための体制が整備されていること。
- 7 東京都に対する組合財産の分配（清算人による分配を含む。）については、株式等の現物ではなく、金銭により行うこと。
- 8 FoF及びFoFの出資するファンドが利息及び配当金を受領する際には、源泉徴収義務者に対し、東京都は非課税法人であることを通知し、適正な法人税法上の処理を行わせること。
- 9 FoF及びFoFの出資するファンドの組合契約書は、投資事業有限責任組合モデル契約（平成30年3月 経済産業省）を参考にしつつ、東京都から別途指示された場合には、当該指示に従うこと。
- 10 FoF及びFoFの出資するファンドの無限責任組合員は、東京都から検査・監査への協力を求められた場合、合理的に可能な範囲において協力を行うこと。
- 11 FoF及びFoFの出資するファンドの無限責任組合員は、東京都が、東京都及び東京都監理団体が行う中小企業向け支援施策との連携を要請した際には、合理的に可能な範囲において協力を行うこと。

## **第8 反社会的勢力への対応**

- 1 FoF及びFoFの出資するファンドの無限責任組合員のすべての役職員及びすべての組合員が、契約時点において反社会的勢力でないこと、ファンドの有効期間中の全期間において反社会的勢力に該当しないこと、及びファンドの終了後も反社会的勢力に該当するおそれがないことを、表明し、保証すること。
- 2 上記1に虚偽又は違反があることが判明した場合には組合員の除名事由に該当するものとするとともに、一切の責任を負うこと。
- 3 FoF及びFoFの出資するファンドの投資対象から反社会的勢力を除外すること。